



農村地域工業等導入基本計画

平成 9 年 9 月

熊 本 県

計 画	
策 定	昭和 47 年 3 月
変 更	昭和 52 年 3 月
変 更	昭和 57 年 3 月
変 更	昭和 63 年 6 月
変 更	平成元年 4 月
変 更	平成 5 年 5 月
変 更	平成 9 年 9 月

目 次

第1章 農業、工業等及び雇用の現状と見通し	1
第1節 現状	1
第2節 見通し	10
第2章 農村地域への工業等導入の実態	12
第1節 農村地域工業等導入実施計画の策定状況	12
第2節 農村地域への工業等導入の動向	13
第3節 就業構造の改善	19
第4節 農業構造の改善	22
第5節 その他	22
第3章 今後の農村地域工業等導入の考え方	23
第1節 基本的な方向	23
第2節 推進上留意すべき事項	25
第4章 基本計画	29
第1節 基本的な方針と施策	29
第2節 導入する工業等の業種及び目標	30
第3節 農業従事者の工業等への就業の目標	33
第4節 農業構造の改善目標	34
第5節 工業用地等と農用地等との利用調整方針	35
第6節 工業用地等、共同流通業務施設その他の施設整備	36
第7節 労働力の需給の調整と農業従事者の就業対策	39
第8節 農業生産基盤の整備及び農業近代化施設等の整備計画	40
第9節 環境の保全等	43
第10節 その他の事項	45
別表1	48
別表2	50
参考資料	51

区 分

総 数
第1次産
うち農
第2次産
うち製造
第3次産

(注) 製
第
資料

第1
本県

農村地域への工業等の導入に関する基本方針が変更されたことに伴い、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第4条第1項の規定に基づき定めた農村地域工業等導入基本計画を次のとおり変更する。

平成9年9月11日

熊本県知事 福島 謙二

第1章 農業、工業等及び雇用の現状と見通し

第1節 現状

県内の総人口は、昭和60年から平成2年にかけて0.14%、平成2年から平成7年には1.06%増加しており、平成7年では1,860千人となっている。県内の就業人口は増えつつあるが、昭和55年からは漸増傾向にある。これを産業別にみると第一次産業は農業就業人口の減少に伴い減少しており、第二次及び第三次産業では増加している。農村地域（計画の対象地域、以下同じ）では、第一次産業の比率が県平均に比べ高く、第三次産業の比率が低くなっている。

県内の総生産額は、全国平均の産業別の総生産額の構成比と比較すると農業の比率が高く、工業開発の遅れがめだっている。しかし、近年では、県内総生産に占める農業の割合も、年々低下傾向にある。

表1-1 県内産業別総生産及び就業人口

区 分	県内総生産額（億円）			同左構成比（%）			就業人口（千人）			同左構成比（%）		
	昭59年	平元年	平5年	59年	元年	5年	59年	2年	7年	59年	2年	7年
総 数	36,703	46,612	52,800	100.0	100.0	100.0	862	872	898	100.0	100.0	100.0
第1次産業	3,062	3,333	2,642	8.3	7.2	5.0	183	150	128	21.2	17.2	14.3
うち農業	2,359	2,531	2,081	6.4	5.4	3.9	163	134	114	18.9	15.4	12.7
第2次産業	10,351	13,235	15,422	28.2	28.4	29.2	205	222	229	23.8	25.5	25.5
うち製造業	7,095	8,479	9,720	19.3	18.2	18.4	123	137	131	14.3	15.7	14.6
第3次産業	24,390	31,647	36,461	66.5	67.9	69.1	472	497	539	54.8	57.0	60.0

（注）数字は全県である（以下1章について同じ）

第1次、2次、3次産業の総生産額には、帰属利子及びその他が含まれている。

資料；県民所得推計報告書、国勢調査

第1 農業の概況

本県の農業生産指数（物的農業生産）は、昭和54年まで順調に増加傾向にあったが、昭

和55年以降生産の過剰基調を背景とした米や温州みかん等の生産調整の実施等により伸び悩んでいる。

本県は、農業粗生産額が全国第6位（平成6年）の農業県であり食料供給基地としての役割を担っている。しかし、農業構造の面では、農業後継者及び中核農家の減少や高齢化等の問題に直面しており、農産物の供給過剰、農産物価格の低迷、農産物輸入自由化の圧力等、本県農業をとりまく情勢はますます厳しい状況にある。

1 農家戸数

農家戸数は、昭和55年から平成2年に総数で約28千戸（年率2.5%）、平成2年から平成7年には、約11千戸（年率2.3%）減少し、平成7年には86,315戸となった。

専業別農家の構成比をみると、第2種兼業農家の比率は増加しているが、専業農家及び第1種兼業農家の比率は減少している。

兼業形態別にみると、出稼、日雇・臨時雇農家戸数は減少しており、恒常的勤務形態への移行が進んでいる。

また、経営規模別には、3ha以上の農家が増加しているものの、1ha未満層が半数近くを占めており、依然として小規模層が多くなっている。

表1-2 農家戸数

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	数	構成比	数	構成比	数	構成比	数	構成比
総 数	124,457	100	109,471 (114,423)	100 (100)	96,877	100	86,315	100
専業農家	30,529	24.5	27,502 (28,529)	25.1 (24.9)	25,535	26.4	22,308	25.8
第1種 兼業農家	32,330	26.0	26,977 (27,005)	24.6 (23.6)	19,974	20.6	17,568	20.4
第2種 兼業農家	61,598	49.5	54,992 (58,889)	50.3 (51.5)	51,368	53.0	46,439	53.8

資料：農林業センサス

(注) 1 昭和60年、平成2、7年は新定義による。

2 昭和60年の()は旧定義による。

2
農
60年
384
ま
年齢層

表1

実
数

増
減
率

構
成
比

資料

3

農

2 農家人口

農家人口は、高齢化の進行や担い手の減少等から引き続き減少が続いており、特に昭和60年から減少のテンポが速まり、平成2年から7年の5年間に59千人（年率2.8%）減少し、384,057人となった。

また、年齢別にみると、16～29歳を中心に若年層の減少が著しいのに対し60歳以上の高齢層では増加しており、農家の高齢化は一段と進んでいる。

表1-3 年齢別農家人口

		総 数 (人)					
		総 数	15歳以下	16～29	30～59	60歳以上	65歳以上
実 数	昭55年	571,950	118,071	111,387	227,311	115,181	84,783
	60	503,290	98,739	85,631	204,129	114,791	81,424
		(520,734)	(101,734)	(87,996)	(210,871)	(120,124)	(85,247)
	平2	442,681	84,705	63,783	174,117	120,076	83,188
	7	384,057	65,738	50,166	143,996	124,157	89,855
増 減 率	55～60	△9.0	△13.8	△21.0	△7.2	4.3	0.5%
	60～2	△12.0	△14.2	△25.5	△14.7	4.6	2.2
	平2～7	△13.2	△22.4	△21.3	△17.3	3.4	8.0
構 成 比	昭55	100.0	20.6	19.5	39.7	20.1	14.8%
	60	100.0	19.6	17.0	40.6	22.8	16.2
	平2	100.0	19.1	14.4	39.4	27.1	18.8
	7	100.0	17.1	13.1	37.5	32.3	23.4

資料：農林業センサス (注) 1 昭和60年及び平成2、7年は新定義による。

2 昭和60年の()は旧定義による。

3 農業労働力

農業就業人口は昭和60年から平成2年までは年率2.9%、平成2年から7年にかけては年

率3.2%の割合で減少し、平成7年は148,751人となった。また、男女別にみると、女性の減少率（年率3.9%）が男性の減少率（年率2.5%）を上回っている。

農業従事者は、昭和60年から平成2年まで年率2.1%、平成2年から平成7年まで年率2.7%の割合で減少している。そのうち基幹的農業従事者についても減少が続いており、昭和60年から平成2年までは年率2.8%、平成2年から平成7年にかけては年率3.1%の割合で減少した。年齢階層別には、若年層ほど減少が著しく、50歳以上で近年増加の傾向がみられる。

表1-4 農業従事者 (単位；人)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
農業就業人口	224,949	198,137 (202,331)	175,078	148,751
基幹的農業従事者	156,067	138,386 (138,889)	120,293	102,876

資料：農林業センサス (注) 1 昭和60年及び平成2、7年は新定義による。
2 昭和60年の()は旧定義による。

4 耕地面積

平成7年の経営耕地面積は、134千haで県の総面積の18.0%を占める。経営耕地面積の推移をみると、昭和60年から平成7年までの10年間に田が64百ha（減少率7.0%）、樹園地が47百ha（減少率18%）減少し、総数で133百ha（減少率9%）減少している。

要因としては、植林や宅地化等による潰廃、樹園地の廃園、耕作放棄等があげられる。

女性の
年率2.
、昭和
合で減
みられ

表1-5 経営耕地面積 (単位; 100ha)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
総 数	1,495	1,466	1,405	1,333
田	861	843	810	779
畑	354	362	357	340
樹園地	280	261	238	214

資料：農林水産省作物統計

5 農業生産及び生産性

農業粗生産額は、平成元年には初めて4,000億円台となり、平成2年には4,016億円と過去最高となった。3年から5年は台風、長雨等の災害により粗生産額は低迷したが、平成6年は好天に恵まれ過去3番目となる3,993億円となった。品目別にみると近年、野菜、花きの伸びが大きく、2年には野菜の生産額が畜産を上回り第1位となった。

一方、平成6年度の生産農業所得は農業粗生産額の増加等により、過去最高であった昭和53年の1,919億円に次ぐ1,918億円となった。

土地生産性及び労働生産性についても米、葉たばこの生産量が増加したことやみかん、すいか、とまと等の果実・野菜の価格が良好だったこと等から農業粗収益が上昇し、農業純生産が大きく増加したことにともない、前年よりも大幅に増加している。

面積の
、樹園
れる。

表 1 - 6 農業粗生産額

粗生産額；億円，構成比；%，生産性；千円

区 分		耕 種									小 計		
		米	麦類	雑穀 豆類	芋類	野菜	果実	花き	工芸作物	種苗その 他			
粗 生 産 額	昭60	941	89	26	49	630	402	71	419	51	2,679		
	平元	772	44	34	50	964	358	90	453	50	2,816		
	平6	937	22	11	56	1099	342	117	428	57	3,069		
構 成 比	昭60	24.6	2.3	0.7	1.3	16.5	10.5	1.9	11.0	1.3	70.2		
	平元	19.3	1.2	0.8	1.2	24.1	8.9	2.2	11.3	1.2	70.4		
	平6	23.5	0.6	0.3	1.4	27.5	8.6	2.9	10.7	1.4	76.9		
区 分	養 蚕	畜 産						合 計	加 工 農 産 物	額 農 業 粗 生 産	得 生 産 農 業 所	生 産 性	
		肉益 用 牛	乳 用 牛	養 豚	養 鶏	そ の 他	小 計					10a 当り	基幹従事 者1人当 たり
昭60 平元 平6	18	313	253	273	168	9	1015	3712	106	3818	1587	109	1307
	14	372	300	220	151	13	1057	3887	115	4002	1853	130	1305
	2	227	257	177	143	11	815	3886	107	3993	1918	142	1713
昭60 平元 平6	0.5	8.2	6.6	7.2	4.4	02	26.6	97.2	2.8	100	-	-	-
	0.3	9.3	7.5	5.5	3.8	03	26.4	97.1	2.9	100	元/60 116.7%	-	-
	0.3	9.3	7.5	5.5	3.8	03	26.4	97.1	2.9	100	6/元 103.5%	-	-

資料：生産農業所得統計

6 農家経済

農家所得は、農外所得の伸びに支えられて増加していたが、6年度は農業所得が大幅に増加したため、前年度を大きく上回った。

一方、農外所得は3年度は好景気を反映して大きく増加したが、4年度以降は景気の低迷によりわずかな増加となっている。

表1-7 農家所得

(単位；千円)

区 分	昭和55年度		昭和60年度		平成元年度		平成6年度		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
熊 本 県	農家所得	3,770	100	4,559	100	4,936	100	6,128	100
	農業所得	1,434	38	1,600	35	1,698	34	2,537	41
	農外所得	2,336	62	2,959	65	3,238	66	3,591	59
全 国	農家所得	4,406	100	5,503	100	6,222	100	7,094	100
	農業所得	937	21	1,066	19	1,112	18	1,593	22
	農外所得	3,469	79	4,437	81	5,110	82	5,501	78

資料：農家経済調査

第2 工業等の概況

本県は、昭和30年代後半に、不知火有明地区の新産業都市や産炭地域等の指定、昭和40年以降は、工業団地の整備、企業誘致の積極的推進により工業の集積が進み、自動車産業の進出、またIC産業が牽引役となり先端産業が急成長を遂げた。さらに、昭和50年代後半にはテクノポリス計画の推進により先端技術産業の生産拠点及び研究開発拠点の整備を図る等工業化の推進に努めてきた。

この結果、八代地域では、豊富な水資源や労働力等の地域的条件に応じた紙、パルプ、食料品、化学工業等既存大企業や中小メンテナンス企業の集積に加え、アルミサッシ、造船等の新たな立地により県南最大の工業地域を形成した。

熊本市を中心とする中央地域では、内陸部を中心に I C 製造業や加工組立型産業の立地に加え、近年では熊本テクノポリス圏域を中心として、交通の利便性と高次の学術研究機能を活用した臨空型の I C 関連、ソフトウェア、バイオテクノロジー関連産業等の立地が進んだ。

また、県北地域では、食料品、繊維等の地方資源型工業に加え、荒尾、長州を中心とする臨海部には、大規模な造船工業とその関連企業が立地し、内陸部には、I C 関連、金型等の加工組立型産業が立地するなど県北の工業開発拠点が形成されてきている。

この結果、製造品出荷額等は昭和55年に13,066億円、平成7年には、25,637億円と順調な伸びを示している。しかし、昭和55年から60年に43.2%と増加しているのに対し、昭和60年から平成2年には21.7%、平成2年から7年には12.6%と伸び率が鈍化している。

従業員数は、昭和55年から60年には11.2%の伸びであったが、昭和60年から平成2年には4.7%の伸びにとどまっており、平成2年から7年にかけては、逆に5.0%減少している。

また、事業所数は、平成2年から7年にかけてやや減少傾向にある。

工業と関連性の高い道路貨物運送業、倉庫業についてみると、トラック事業者数、倉庫面積、倉庫年間在庫高等の増加がみられる。また、卸売業については、従業員数、販売額とも増加しており、なかでも県央地域での伸びが目立っている。

区

事

従

製

第3

り

製
感
断

な
し

表 1 - 8 工業の概要

区 分	(A) 昭和 55年	(B) 昭和 60年	(C) 平成 2年	(D) 平成 7年	B/A %	C/B %	D/C %
事業所数	5,628	3,715	3,789	3,499	66.0	102.0	92.3
うち農村地域	(67.9) 3,824	(67.8) 2,517	(69.5) 2,635	(71.2) 2,491	65.8	104.7	94.5
従業者数	100,638	111,912	117,212	111,319	111.2	104.7	95.0
うち農村地域	(69.2) 69,616	(71.2) 79,708	(71.6) 83,947	(71.9) 80,020	114.5	105.3	95.3
製造品出荷額等	13,066	18,711	22,768	25,637	143.2	121.7	112.6
うち農村地域 (億円)	(70.8) 9,246	(66.2) 12,386	(64.8) 14,744	(68.3) 17,503	134.4	119.0	118.7

資料：工業統計調査 (注) () は全体に対する比率 (単位：%)

昭和55年の数値は4人未満の事業所を含んだもの。

第3 雇用の概況

雇用情勢についてみると、バブル崩壊及び急激な為替相場の変動に伴う景気の低迷により、有効求人倍率が平成3年をピークに減少し続けるなど厳しい状況が続いている。

今後の経営の見通しについては、地域別、産業別、規模別いずれも厳しい認識が強く、製造業を中心とした企業の海外進出、事業再構築に伴った人員の過剰感とともに質的不足感の混在等の影響が具体的な雇用調整の実施にも強く反映するなど雇用情勢については予断を許さない状況にある。

このような状況の中、本県でも少子化が進行し長期的にみて若年労働力不足が予想されながら、本県の新規学卒者の約3割が県外へ就職するなど若年労働力の県外流出は依然として続いている。

また、本県は全国に比べ高齢化が著しく進展している中で、特に高齢者の雇用については、55歳以上の高年齢者の有効求人倍率が、求人数の不足により極めて低い水準で推移しており、厳しい雇用情勢となっている。

第2節 見通し

第1 農業の見通し

農業をめぐる内外の情勢は今後とも引き続き厳しいことが予想される。特に農業従事者については、農業後継者の減少等により今後急激な減少が起こることが予想され、高齢化の進展によって農業就業形態の変化が一層進むものと思われる。

農業生産は農産物の需給緩和のもと大幅な増加は困難な状況にあるものの、農地の流動化の推進等による認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者）等地域農業の担い手の経営規模拡大と革新技術の導入により生産性の向上が進み、今後とも食料供給基地としての役割を担っていくものと期待される。

1 経営耕地面積

近年、開墾による耕地面積の拡張は減少し、植林や宅地等への転用を中心とする潰廃が進み経営耕地面積は減少しており、今後もこの傾向は続くものと思われる。

また、耕地利用率をみると、田は昭和50年以降わずかに上昇しつつあったが、昭和60年を境に漸減している。

2 農業従事者

基幹的農業従事者は農業従事者を上回るテンポで減少しており、特に若年層の減少が著しく、高齢層の増加が続いている。今後も、基幹的農業従事者は農業者の引退と新規就業者の減少、都市化・工業化に伴う他産業への労働力の吸引等により急激に減少していくとともに高齢化がさらに進むものと予想される。

3 農家戸数

農家戸数は今後とも減少し続け、専業農家では減少が鈍化し、兼業農家では、恒常的勤務への就業増に伴い第2種兼業農家の比率が高まることが予想される。

4 農業生産及び生産性

今後とも、土地基盤の整備開発、農業近代化施設の整備、生産技術の向上等により、物的生産は、今後とも全体的には横ばい又は漸増し、農業粗生産額も同様の傾向が続くものと思われる。生産性については、園芸作物などの高収益性作物への転換、技術向上等による反収アップ、規模拡大等により向上するものと考えられる。

ついて
佳移し

差事者
高齢化

り流動
ナた者)
今後と

貴廃が

和60年

少が著
規就業
いくと

常的勤

り、物
くもの
等によ

第2 工業等の見通し

為替相場の変動、生産拠点の海外移転、経済のグローバル化等により産業構造の大きな転換期を迎えており、アジア地域の工業化の進展により、世界の製品供給構造が大きく変化してきている。一方で、産業の成熟化により新たなリーディング産業が見当たらないという厳しい状況にもある。

そのような中で、本県においてはカラー液晶表示製造工場や造船工場等の積極的な誘致を行っており、高付加価値製品の製造及び研究開発型の企業をはじめとした、将来ともに国内に残りうる業種を中心に、若干の伸びが見込まれている。

また、工業と関連性の高い道路貨物運送業、倉庫業、卸売業等の業種についても、工業立地に伴いその周辺への立地が進み、就業者数、販売高の伸びが予想される。

第3 雇用の見通し

今後の雇用情勢については、全体として引き続き揺るやかな回復傾向にあるものの、依然として低水準にあり、企業の事業再構築、海外進出など経済の国際化等の影響で不透明な状況が予想される。

このような経済・雇用情勢の構造的変化が進展する中で長期的かつ新たな視点からいかにして安定した就業の場を確保・創出していくかが大きな課題となっている。

第2章 農村地域への工業等導入の実態

表 2

第1節 農村地域工業等導入実施計画の策定状況

農村地域工業等導入実施計画は、昭和46年から平成7年度の期間に51市町村で策定され、県内の農村地域に該当する市町村数87に対して58.6%の策定率となっている。

このうち、市町村が策定する実施計画は48市町村で策定され、年度別には昭和46年度から平成2年度の期間に延べ55市町村で、平成3年度から7年度の期間に6市町村で策定されている。

一方、県が策定する実施計画（工業導入地区が原則として20ha以上のもの）は、昭和46年度から平成2年度の期間に7市町村で策定され、平成3年度から7年度には1町の策定となっている。

表 2-1 実施計画策定市町村数の推移

計画の区別		策定年度		46	51	56	61						
		~50	~55	~60	~2	3	4	5	6	7	計		
市町村計画	地区数	40	10	5	9	0	2	0	1	3	66		
	市町村数	31	10	5	9	0	2	0	1	3	48		
県計画	地区数	6	0	1	1	0	1	0	0	0	9		
	市町村数	5	0	1	1	0	1	0	0	0	7		
計	地区数	46	10	6	10	0	3	0	1	3	75		
	市町村数	35	10	6	10	0	3	0	1	3	51		

資料 農村地域工業等導入管理基本調査

注) 計については、複数の実施計画を有する市町村があるため調整した。

計画策定はされたが取消をした地区についても策定年度には記載した。

実施計画策定市町村数の割合を地域別にみると、天草を除く地域では40%以上の策定率を示しており、なかでも鹿本、菊池地域ではすべての市町村で策定されている。

区

宇

玉

鹿

菊

阿

上益

八

芦

球

天

計

九

資料

第2節

第1

農

等、

への

発に

第2

企

区に

画地

24市

表 2 - 2 地域別実施計画策定状況

平成 8 年 3 月 3 1 日現在

区 分	市町村計画	県計画	計	農工計画策定 市町村 (A)	農工法対象 市町村 (B)	(A)/(B)
宇 城	10	1	11	7	9	77.8
玉 名	8	0	8	4	9	44.4
鹿 本	7	1	8	6	6	100.0
菊 池	8	3	11	5	5	100.0
阿 蘇	7	1	8	7	12	58.3
上益城	7	0	7	4	5	80.0
八 代	4	0	4	4	8	50.0
芦 北	3	2	5	3	4	75.0
球 磨	7	1	8	6	14	42.9
天 草	5	0	5	5	15	33.3
計	66	9	75	51	87	58.6
九 州	264	26	290	233	490	47.5

資料 農村地域工業等導入管理基本調査 注)九州の数値は平成7年3月31日現在。

第2節 農村地域への工業等導入の動向

第1 農村地域への工業等導入の状況

農村地域への工業等導入の状況をみると、昭和45年から50年には事業所、製造品出荷額等、従業員数で大幅な伸びがみられた。昭和50年代に入ると安定経済成長に伴い農村地域への工業等導入は緩慢になっていったが、昭和58年からは景気の拡大に伴い企業立地も活発になったものの近年では立地企業数も低調である。

第2 実施計画策定市町村への工業等導入の状況

企業の立地状況を実施計画策定市町村別にみると、実施計画策定51市町村のうち計画地区に企業が導入されているものは46市町村(92.0%)となっている。この内訳をみると、計画地区の全域で企業が導入されているもの22市町村(43.1%)、一部で導入されているもの24市町村(47.1%)、未だ企業立地が決定していないもの5市町村(9.8%)となっている。

表 2 - 3 実施計画策定市町村における工業等導入の状況 平成 8 年 3 月 31 日現在

区 分	計画市町村数	導入済	一部導入	未導入
全 計 画 分	51	22	24	5
構成比	100.0	43.1	47.1	9.8
うち県計分	7	3	3	1
構成比	100.0	42.9	42.9	14.2

資料) 農村地域工業等導入管理基本調査

また、実施計画策定市町村への企業の立地状況を地域別にみると、宇城、玉名、鹿本、菊池、阿蘇、上益城地域では企業の立地が進んでいるが、他の地域への企業立地は進んでいない。なかでも芦北、天草地域は交通網整備の遅れ等により企業立地が進まない状況にある。

表 2 - 4 地域別実施計画策定市町村への工業等導入の状況 平成 8 年 3 月 31 日現在

区 分	計画市町村数	導入済	一部導入	未導入
宇 城	7	2	5	0
玉 名	4	2	2	0
鹿 本	6	2	4	0
菊 池	5	2	3	0
阿 蘇	7	5	2	0
上 益 城	4	3	1	0
八 代	4	2	1	1
芦 北	3	0	2	1
球 磨	6	3	2	1
天 草	5	1	2	2
計 市町村数	51	22	24	5
構成比%	100.0	43.1	47.1	9.8

資料) 農村地域工業等導入管理基本調査

第3 工場用地等の利用の動向

工場用地等面積のうち、平成8年3月末現在において企業が立地操業している「導入済面積」は、605ha(68.1%)で、企業の立地が決定している「導入決定面積」64ha(7.2%)とあわせると669ha(75.3%)の用地の利用が確定している。

一方、工業等未導入面積は220haで24.7%の用地が残っている。

工場用地等の利用状況については、工場用地等面積が平成3年3月末と比較すると95ha増加し、導入済及び導入決定面積が92ha(伸び率15.9%)増加しており順調な伸びを示している。

表2-5 工場用地等面積とその利用動向 (単位: ha)

区 分		計画面積 工場用地 等の面積	計 画 面 積 の う ち			
			導入済面積 (操業)	導入決定 面積 (含内定)	小計	残面積 公共施設 用地を除く
平成2年	実数	794	504	73	577	217
	構成比%	100	63.5	9.2	72.7	27.3
平成7年	実数	889	605	64	669	220
	構成比%	100	68.1	7.2	75.3	24.7
比 較 7/2	実数	95	101	△ 9	92	3
	伸び率%	12.0	20.0	△ 12.3	15.9	1.4

資料 農村地域工業等導入管理基本調査

工場用地等の利用動向を地域別にみると、導入済面積と導入決定面積をあわせた面積の割合が最も高いのは上益城地域で計画面積の94.8%となっており、次いで菊池地域94.2%、阿蘇地域83.3%となっている。

一方、導入面積の割合が低い地域は、芦北34.7%、天草45.5%、玉名49.8%となっている。

表2-6 地域別工場用地面積とその利用状況

平成8年3月31日現在

(単位:㎡,%)

区 分	計画面積 工場用地 面積	計 画 面 積 の う ち			
		導入済面積 (操 業)	導入決定 面積 (含内定)	小 計 計画面積に 対する比率	残 面 積 公共施設 用地を除く
宇 城	1,286,650	746,034	90,182	836,216	450,434
構成比	100.0	58.0	7.0	65.0	35.0
玉 名	469,627	233,785	0	233,785	235,842
構成比	100.0	49.8	0	49.8	50.2
鹿 本	547,929	311,848	35,554	347,402	200,527
構成比	100.0	56.9	6.5	63.4	36.6
菊 池	3,748,965	3,029,373	500,837	3,530,210	218,755
構成比	100.0	80.8	13.4	94.2	5.8
阿 蘇	693,035	573,557	3,961	577,518	115,517
構成比	100.0	82.8	0.5	83.3	16.7
上益城	381,059	361,303	0	361,303	19,756
構成比	100.0	94.8	0	94.8	5.2
八 代	188,444	127,602	4,063	131,665	56,779
構成比	100.0	67.7	2.1	69.8	30.2
芦 北	874,838	303,166	0	303,166	571,672
構成比	100.0	34.7	0	34.7	65.3
球 磨	566,283	302,554	0	302,554	263,729
構成比	100.0	53.4	0	53.4	46.6
天 草	132,020	60,035	0	60,035	71,985
構成比	100.0	45.5	0	45.5	54.5
全 域	8,888,850	6,049,257	634,597	6,683,854	2,204,996
構成比	100.0	68.1	7.2	75.3	24.7

資料 農村地域工業等導入管理基本調査

第4 工業等導入地区における企業立地の動向

1 企業数

工業等導入地区内の操業中の企業及び導入決定の企業数は225社で、そのうち操業中の企業は204社となっている。

これを地域別にみると、菊池が72社（うち操業中の企業62社）、ついで宇城の34社（うち操業中の企業30社）、阿蘇の30社（うち操業中の企業29社）となっている。

また、これを平成2年と比較すると、導入企業数は46社（伸び率25.7%）の増加、操業中の企業は54社（伸び率36.0%）の増加となっている。

表2-7 地域別工業等導入地区における立地企業数 平成8年3月31日現在

区 分	操業中企業		導入決定企業		計	
	企業数	構成比	企業数	構成比	企業数	構成比
宇 城	30	14.7%	4	19.0%	34	15.1%
玉 名	5	2.5	0	0	5	2.2
鹿 本	14	6.9	4	19.0	18	8.0
菊 池	62	30.4	10	47.6	72	32.0
阿 蘇	29	14.2	1	4.8	30	13.3
上益城	7	3.4	0	0	7	3.1
八 代	27	13.2	2	9.6	29	12.9
芦 北	13	6.4	0	0	13	5.8
球 磨	10	4.9	0	0	10	4.5
天 草	7	3.4	0	0	7	3.1
計（7年）	204	100.0	21	100.0	225	100.0
（2年）	150	—	29	—	179	—
7年／2年	54	—	Δ 8	—	46	—
伸び率 %	36.0	—	Δ27.6	—	25.7	—

資料 農村地域工業等導入管理基本調査

2 業種別導入企業数

導入企業225社を業種別にみると、電気機械を中心とする機械器具72社(32%)がもっとも多く次にその他の26社(12%)、追加業種の25社(11%)の順となっている。

これを平成2年度に比べると、全体的には46社増加し、大部分の業種が増加しているが、窯業・土石系及び一般機械系が同数のほか、繊維系が3社それぞれ減少している。

表2-8 業種別導入企業数 平成8年3月31日現在

区分		食品系	繊維系	木材系	紙加工系	化学系	窯業・土石系	金属系	機械器具			追加業種	その他	計
									一般機械系	輸送機械	電気機械			
2年	企業数	10	13	9	6	13	15	15	11	18	35	16	18	179
	(操業)	9	12	8	5	11	13	10	9	15	27	15	16	150
	構成比%	6	7	5	4	7	8	8	6	10	20	9	10	100
	(操業)	6	8	5	3	7	9	7	6	12	18	10	11	100
7年	企業数	13	10	12	7	23	15	22	11	24	37	25	26	225
	(操業)	13	10	11	7	19	14	19	10	22	32	23	24	204
	構成比%	6	4	5	3	10	7	10	5	11	16	11	12	100
	(操業)	6	5	5	4	9	7	9	5	11	16	11	12	100

資料 農村地域工業等導入管理基本調査

3 資本金規模別及び従業員規模別企業数

操業企業204社を資本金規模別にみると、1~5千万円未満が40%と最も多く、次いで5千万円~1億円未満の20%、1~10億円未満の18%の順となっている。

また、従業員規模別では、9人以下が19%と最も多く、10~19人が18%、50~99人が17%となっており、平成2年に比べ特に9人以下と10人~19人の企業の占める割合が高くなっている。

表 2—9 資本金規模別企業数

平成 8 年 3 月 31 日現在

区 分	300 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	500 万円以上 1 千万円未満	1 千万円以上 5 千万円未満	5 千万円以上 1 億円未満	1 億円以上 10 億円未満	10 億円以上 100 億円未満	100 億円以上	計
実 数	7	8	5	82	41	36	13	12	204
構成比	3	4	3	40	20	18	6	6	100

資料 農村地域工業等導入管理基本調査

表 2—10 従業員規模別企業数

平成 8 年 3 月 31 日現在

区 分	9 人以下	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100 ～ 199 人	200 ～ 299 人	300 人以上	計
実 数	40	36	21	26	34	24	10	13	204
構成比%	19	18	10	13	17	12	5	6	100

資料 農村地域工業等導入管理基本調査

第 3 節 就業構造の改善

第 1 工業等導入地区の操業企業の雇用状況

農村地域工業等導入地区の操業企業の総雇用者数は、20,098人であり平成 2 年に比べ 2,830 人増加しており、地元雇用者数は 16,380人で 2,801 人増加している。

地元雇用者数のうち農家世帯からの雇用者数は 5,377 人で地元雇用者数の 32.8%を占めるが、平成 2 年に比べ 429 人減少している。

表 2-11 工業等導入地区の操業企業の雇用状況 平成8年3月31日現在

区 分		雇用従業員 総 数	うち地元雇	
			うち地元雇 用者数	うち農家世 帯からの雇 用者数
平成2年	実 数	17,268	13,579	5,806
	構成比	100.0	78.6	33.6
平成7年	実 数	20,098	16,380	5,377
	構成比	100.0	81.5	26.8
伸び率(2/7)		16.4	20.6	△7.4

資料 農村地域工業等導入管理基本調査

第2 性別・雇用形態別・年齢別雇用者の状況

雇用者の構成を性別にみると、雇用従業員数は男性67.2%、女性32.8%と男性が多く、平成2年(男62.6%)に比べると男性の割合は増加した。また、雇用形態別にみると常用は73.4%と安定的就労が大部分を占める。

年齢階層別には、雇用総従業員のうち25歳から55歳未満が78.4%とその大半を占め、次いで24歳以下の15.8%、55歳以上の5.8%の順となっている。

表 2

区

平成

平成

資料

表 2

区

雇

用

者

数

構

比

%

資料

表 2 - 1 2 地元雇用者の雇用形態 平成 8 年 3 月 31 日現在

区 分		総 数	常 用	臨 時
平成 2 年	実 数	13,579	11,589	1,990
	構成比	100.0	85.3	14.7
平成 7 年	実 数	16,380	14,747	1,633
	構成比	100.0	90.0	10.0

資料 農村地域工業等導入管理基本調査

表 2 - 1 3 性別・年齢階層別雇用者の状況 平成 8 年 3 月 31 日現在

区 分		総 数	24 才 以 下	25~ 54 才	55 才 以 上
雇 用 者 数	総数	20,098 (100.0)	3,168	15,751	1,179
	男	13,500 (67.2%)	1,955	10,799	746
	女	6,598 (32.8%)	1,213	4,952	433
構 比 %	総数	100.0	(15.8)	(78.4)	(5.8)
	男	100.0	(14.5)	(80.0)	(5.5)
	女	100.0	(18.4)	(75.1)	(6.5)

資料 農村地域工業等導入管理基本調査

第4節 農業構造の改善

本県の農業は、国内経済の発展に伴って順調に発展し、我が国の食料供給基地として国民食料の需要動向等に対応しながら生産体制の整備など農業構造の改善に関する諸施策が進められてきた。

農村地域工業等導入促進制度は、農村地域への計画的な工業等導入を契機とし、離農転職や経営規模縮小後の農地の流動化を促進し農業構造改善に寄与することをねらいのひとつとしており、この点で一般の工業導入施策とは異なる特色を有している。

農地の流動化については、担い手の減少や農産物輸入自由化、価格低迷等による将来の農業の見通しに対する不透明感等を背景として、昭和58年以降伸びが緩慢になっている。

農工計画を策定している51市町村の流動化の状況を見ると、平成7年12月末現在で利用権設定及び所有権移転面積は10,602ha、流動化率は9.2%となっている。

第5節 その他

(1) 工業等導入による雇用機会の創出は、人口流出の抑止、過疎化の歯止めにも寄与し、特に新規学卒者や都市からのUターン者などの若年労働力の定着化を促し、地域振興の有力なエネルギーとして期待されている。

(2) 工業等導入による雇用機会の創出と拡大は、既存企業に刺激を与え関連需要の増加をもたらし、地域所得の増大に大きく寄与している。

(3) 工業等導入に伴い、道路や文化体育施設等の都市機能の整備が図られつつあるものの、全般的にみて混住化社会への移行に対応した社会生活環境整備が必要である。

第3章 今後の農村地域工業等導入の考え方

第1節 基本的な方向

(1) 農村地域工業等導入の役割

農村地域工業等導入の目的は、農村地域に工業等を計画的・積極的に導入し、農業従事者を就業させることにより農業構造の改善を促進し、農業と工業等との均衡ある発展を図ることにある。

このような考え方に沿って、今後とも限られた土地資源を有効に活用し都市と地方との均衡ある発展を図るという見地から、農村地域の工業等の導入については、工業用地、水及び労働力等の立地の可能性を踏まえ、また、周辺環境との調和、地域社会との融和及び農業その他の土地利用計画との調和に留意しつつ、これまで工業等の立地があまり進んでいない地域への立地を促進する等地域バランスにも配慮しながら進めていく必要がある。

農村地域の就業構造をみると、農業就業人口の減少が続き、農業就業人口に占める高齢者の比率が一層高まっている。農業従事者の他産業への就業は依然として進みつつあるが、就業の形態をみると在宅就職のウェイトが高くなっている。また、兼業農家では、恒常的勤務が全体の約7割を占め、出稼、日雇・臨時等の不安定兼業農家の割合は年々減ってきており、引き続き安定兼業が続いている。今後とも地元における安定した就業機会の確保が重要である。

農業構造面においては、施設型農業部門の経営規模拡大の進行に比べ土地利用型部門が立ち遅れている現状で、今後とも認定農業者等への農地及び生産の集積を進め、土地生産力の向上を図り、長期的な視野に立って構造改善の推進を続けていく必要がある。

このように農村地域においては、新しい経済社会の動向に即しつつ、積極的かつ計画的に工業等の導入を図っていくことが強く要請されているところであり、農村地域工業等導入促進制度は、今後とも重要な役割を果たしていくものと考えられる。

(2) 農村地域工業等導入促進制度の背景となる情勢の変化

我が国経済は、昭和48年後半には石油危機に象徴される資源エネルギー問題が発生するとともに、物価の著しい上昇等による実質経済成長率のマイナス、その後の経済の安定成長への移行等大きな変化をみた。さらに、近年における本制度を取りまく情勢の変化についてみると、急激な為替相場の変動、外国製品との競合等新たな経済環境の変化による生産活動の停滞、失業の増加、技術基盤の喪失等の顕在化が懸念されている。また、ウルグァイ・ラウンド農業合意の受け入れにより我が国農業は新たな国際環境下に置かれることとなり、産業、雇用及び農村社会をめぐる諸情勢は急速に変化しつつある。

一方、このような諸情勢のもとで、若年層や高齢者、女性層を含めて農村地域の住民が

定住の魅力を持ち得るような環境条件を整備し、活力ある快適な地域づくりを進めるためには、第四次全国総合開発計画の方向に沿い、農村地域への計画的な工業等の導入を推進し、安定した就業機会の確保を図ることがますます重要となってきた。こうした状況に加え、近年の厳しい財政状況を踏まえれば、農村地域への工業等導入については、より一層効率的かつ重点的運用を図ることが要請される。

また、農村地域における産業構造をみると第一次産業の比重の急激な低下、第三次産業の比重の高まりがみられ、農業を含めバランスのとれた就業の改善を図っていく必要がある。

土地の利用に関しては、安定した均衡ある土地の利用を確保するため、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく第3次の全国計画が平成8年に策定され、これを基本として第3次県計画を同じく平成8年に策定している。また市町村計画については71市町村が策定している（平成8年7月31日現在）。

また、農村地域における土地利用について重要な役割を果たしている農業振興地域制度についてはすべての市町村で農業振興地域の指定を受け、農業振興地域整備計画の策定を行っている。農村地域における工業等導入については、これらの土地利用に関する諸制度との調和を図って進めることも極めて重要なことである。

（3）基本的方向

以上のような諸情勢を踏まえ、農村地域への工業等の導入と農業及び農村をどのように結びつけ振興していくかということが本制度に課せられた課題であるが、農村地域工業等導入促進制度の運用に当たっては、次のような事項を基本として進めていく必要がある。

① 農村整備の方向に即した工業等立地の推進

土地利用は総合的かつ計画的に行われる必要があるため、今後の農村地域への工業等立地に当たっては、農村地域における土地利用計画を前提とした工業等導入と農業構造改善との有機的な連携のもとに進めるとともに、農業をはじめとする地域産業の振興や地域づくり、生活環境の整備等にも留意し、農村整備の方向に即して工業等の導入を図る。

② 既計画地区への重点的な導入及び導入を期待できる新規計画の策定

工業等の立地については、実施計画において設定されている地区への優良な企業の導入に重点をおくこととする。また、在宅通勤圏の広域化等にかんがみ、広域的な視点にたった工業等導入を推進することとする。

なお、新たな工業等導入地区の設定については、立地条件等の工業等導入の基本となる諸条件が整う場合にのみ行うものとする。

③ 環境保全等

実施計画の策定及び工業等の立地に当たっては、地域環境の現況を踏まえつつ公害の防

止や自然環境の保全等の環境保全に十分留意する必要がある。

④ 農業構造の改善の推進

農業構造の改善に関しては、導入企業への就労の度合、農業構造改善の熟度等に応じて農用地の利用の集積を図り、認定農業者等の経営規模の拡大を長期的かつ着実に推進することが基本的に重要である。

特に農業振興の基礎条件が十分に整備されていない地区に工業等導入が行われる場合は、その前提として農業の基礎条件を整備することが望ましく、工業等導入による就業改善の効果が農業構造改善に結びつくよう整備の時期について配慮することが必要である。

⑤ 地域農業の担い手の確保に留意した安定就労の促進

農業構造改善の面では、地域農業の担い手の育成確保に留意しつつ、農業以外の産業に就業を希望する者についてその雇用の促進を図るとともに、不安定兼業農家の他産業への安定就労を計画的に促進し、農家所得の安定を図る必要がある。

第2節 推進上留意すべき事項

(1) 工業等導入の推進

① 工業等導入地区への積極的な導入及びそのための基盤の整備

今後の農村地域への工業等立地は、地権者、地域住民、農業団体等関係団体とのコンセンサスを得ながら、総合的、計画的に行われる必要がある。したがって、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整を行い、定められている工業等導入地区に立地するよう積極的に誘導していく必要がある。

この場合において、およそ工業等立地は産業関連施設等の諸施設の整備状況に影響されるところが大きいので、最寄りの既存の道路から工業等導入地区への取付道路や、共同流通業務施設、工業用水道、排水施設等のハードな産業基盤の整備を行うほか、技術者や下請企業の確保、技術情報の入手等ソフトな産業基盤の整備のほか、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ住宅や厚生施設等の生活環境基盤の整備をはじめとする定住条件の整備を進め、ゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

なお、工業用水については、水資源の保全との調和を図りながら水源の確保を行っていく必要がある。

工場用地等の取得、造成については、各実行段階においての需給状況等工業等導入の可能性を十分把握しながら実施していく必要がある。

② 既計画地区への重点的な導入及びPRの強化

農村地域への工業等導入は、既に実施計画を策定した地区について重点的に優良な工業等を導入することを基本とし、県及び市町村等は、工業等導入地区に関する情報や優遇措

置等について積極的なPR及びあっせん活動に努め、工業等導入地区への重点的な工業等の導入に努める必要がある。

③ 工業等導入の広域的推進

農村地域への工業等の導入の円滑な推進を図るためには、近年の工業等立地の動向、在宅通勤圏の広域化、農村地域における労働力の需給状況等社会情勢や地域の実態の変化に対応し、自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の単位で導入を進める必要がある。

④ 新たな実施計画の策定、既実施計画の見直し及びその場合の留意事項

新たな実施計画の策定については、工業等導入地区への工業等の導入の状況を勘案しつつ、数市町村にわたる広域的な工業等の導入についての検討も含めて慎重に行う必要がある。

なお、実施計画を策定する場合には、次の事項についても留意するとともに、農業委員会及び農業協同組合等の組織の参画及び協力についても十分配慮する必要がある。

また、既に実施計画を定めた農村地域であって十分に工業等の導入が行われていないものについては、以上の事項を踏まえた上でその見直しを行うとともに、広域的な経済圏の形成と工業等の適正配置の観点から計画を見直すものとする。

ア 農業が国民に安定した食料の供給を行っていくという役割の重要性にかんがみ、農業振興地域整備計画をはじめとする各般の土地利用計画との調整を図ること。

イ 地域住民の就業の意向や農業経営の動向等についての的確に把握し、地域農業の認定農業者等の確保や地域の就業構造の特性及び構造改善等の熟度に留意しつつ適正な労働力需給の調整が図られるよう配慮すること。

ウ 最近における交通・情報網の整備の進展や通勤圏の拡大傾向等、広域的な観点に立って実施計画を策定するよう配慮すること。

⑤ 農村地域の状況を総合的に勘案した上で行う工業等の導入

具体的な工業等の導入に当たっては、当該農村地域の状況を総合的に勘案しつつ、成長性と安定性のある堅実な企業の導入に努めることが必要で、この場合、次のような事項に留意する必要がある。

ア 農村地域において他産業に就業を希望する者は、地域における農業構造改善の熟度及びその特性、年齢階層及び性別等により希望する職種が異なるので、計画策定地域の労働力の特性を十分に把握したうえで適切な業種の選定及び立地の推進を図ること。

イ 特に遠隔地の場合には、地域全体の工業開発のテンポ及び産業関連施設等の整備状況を勘案しつつ、地域の特性を生かした広域的な工業等の導入を図るよう努めること。

⑥ 立地後の企業についての適切な指導その他の援助

工業等
立地後の企業について、当該地域への企業の定着化を促進するため、地域社会との調和を図るよう県及び市町村等は団地の管理運営機構を確立するなど適切な指導その他の援助を行う必要がある。

① 公害の防止等

実施計画の策定及び具体的な工業等の導入に当たっては、公害の防止等農村地域の環境の保全に十分配慮する必要がある。このため、特に、規模の比較的大きな工業等導入地区を設定する場合には、実施計画の策定に際して、工業等導入が水質や自然生態系等に与える影響等についてあらかじめ必要な調査を実施し、この結果に基づいて、公害の防止と環境の保全のための対策を実施する等万全の措置を講ずる必要がある。

(2) 就業構造の改善

農村地域への工業等導入の促進に当たっては、農業従事者、特に中高年齢者の円滑な就業を促進するため、職業訓練の充実や職業紹介及び事業主指導体制の整備に努めるとともに、雇用対策法（昭和41年法律第132号）に基づく職業転換給付金制度その他の助成制度のより一層の活用について配慮する必要がある。

また、これと併せて、その適性能力に見合ったきめ細かな職業紹介について考慮するとともに労働者福祉の向上を図るための雇用環境の整備に努める必要がある。

(3) 農業構造の改善

ア 農業従事者の在宅通勤による他産業への安定的就労等の就業改善効果は、工業等導入により確実かつ速効的に発現するのに対し、農業構造改善の発現は多くの財政投資と長期の期間を必要とする。したがって、土地基盤整備及び農業近代化施設の整備、認定農業者等の育成等、農業の基礎的条件の整備が工業等導入に先行して実施されていることが、農業と工業等の調和ある発展を図るうえで不可欠の要件である。

このため、今後とも地域における工業等導入の進捗等を十分に検討しつつ、農業構造改善事業、山村振興等農林漁業特別対策事業等諸施策の優先実施に配慮するほか、その緊要度の高い地域については、農村地域工業等導入関連農業基盤整備事業等の措置による対応が必要である。

イ 他産業への安定就労を契機とする農地の流動化については、農地の資産的保有傾向のため短期的には進展しない現状にある。

したがって、農業経営基盤強化促進事業の活用等により、農用地の利用の集積を図り認定農業者等の経営規模の拡大を推進する必要がある。

ウ 農村地域工業等導入と農業構造の改善とを有機的に結びつけその実効をあげるためには、地域農業の振興、指導を業務とする農業委員会および農業協同組合等の役割に負うところが大きい。このため、今後とも、計画策定、計画の実施、定着化の各段階

を通じてこれら組織と一体となった取組みを行う必要がある。

(4) 農村地域の定住条件整備との関連

工業等の導入により農村地域は農村社会から混住化社会へと移行し、都市的施設の整備による集落環境の改善や新しいコミュニティ等の要請が一層増大すると考えられるので、農村地域への工業等導入と相まって生活基盤をはじめとする定住条件の整備を計画的に推進し、農業と工業等との調和を前提とした活力と潤いのある農村社会の建設を進めることが重要である。

第4章 基本計画

第1節 基本的な方針と施策

第1 計画の対象地域（農村地域）

農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下農工法という。）第2条に基づき、本県の市町村のうち、熊本市、荒尾市、富合町、菊陽町、合志町、西合志町、嘉島町を除く87市町村がこの計画でいう農村地域である。

第2 計画の目標年次

この計画は、平成12年度を目標とする。

第3 基本的な方針と施策

計画的かつ安定的な産業開発の推進と高生産性農業の確立は、県政推進の重要な柱である。このため、国の農村地域工業等導入基本方針に即し、農村地域に工業等（農工法第2条第2項に定める工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業）の導入を行うとともに、農業構造の改善に関する施策及び雇用対策を講ずることにより、農業及び工業等の均衡ある発展を図るものとする。

1 農業

本県は、我が国有数の食料供給基地としての地位を確立しており、農業生産も全国で上位にあるが、農業をめぐる諸情勢は依然として厳しい状況にある。

本県農業・農村については、ウルグァイ・ラウンド農業合意に伴う影響を極力緩和し、将来にわたり持続的に発展させるために農業の体質強化や農村地域の活性化を図っていく必要がある。なかでも農業後継者の減少や中高年層にかたよった就業構造の改善、農地の流動化の促進、農村環境の整備等が大きな課題となっている。

したがって、これらの問題に対処するため、農業構造改善に関する施策を一層強力に展開することによって、規模が大きく生産性の高い認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者）や地域農業の担い手等の育成を推進する必要がある。また、本県の特性を生かした多彩な農業生産の展開、地域の実態に即した土地基盤整備、農村地域の生活環境の整備等、各般の施策について積極的に取り組むことにより、生産性の高い活力ある農業・農村を築いていくことも重要である。

経営規模の拡大については、農村地域への工業等導入などによって計画的に農業就業者の工業等への就業を促進し、これを契機として農用地を認定農業者等地域農業の担い手に誘導集積する。その際、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の積極的な活用を図りながら、県農地管理公社や農業委員会等の活動を活発化し農地保有の合理化を

促進する。一方、農業生産基盤を整備することによって、土地と機械の高度利用を促進し効率的な技術体系を農業経営に導入して生産性の向上を促進する。

自立経営体の育成が困難な地域については、集落営農や第三セクター方式等による作業受託組織等の多様な生産組織の育成を図ることと相まって、農村地域に積極的に工業等を導入し就業機会の増大と確保を図ることによって、所得の安定確保を図るものとする。

また、地域的な農業生産体制の再編整備を進めるとともに、生産から流通加工に至る一貫した施設整備や情報収集体制の整備を促進し、生産と流通の高度化を図る。

更に、新しい技術の開発、導入、普及、教育によって近代的経営感覚と能力を備えた農業の担い手を育成する。

2 工業等

現在の経済情勢のもと、本県への企業立地も厳しい状況にあるが、九州縦貫自動車道の人吉～えびの間や九州横断自動車道長崎大分線の開通により、九州における本県の地理的優位性が増し、球磨地方への企業誘致について明るい見通しが生じている。

しかし、県南地域への工業等導入は相対的にはなお低い状況にあるため、既計画地区への導入を積極的に進めるとともに、市町村と連携をとりながら工場立地法に基づく工場適地調査により適地を予め選定し、土地利用計画等との調和を図りながら工業等導入を推進する。

また、工業等導入地区への取付道路及び排水施設等の整備充実により生活環境の改善に努めるとともに、立地企業の従業員や地域住民のゆとりと豊かさのある生活実現にも配慮しながら、農村地域へ工業等を導入する。

3 雇用

農村地域への工業等導入に伴い増加する労働力需要に対しては、農業就業構造の改善を図る観点から農業従事者を重点的に充てる。

農業従事者の就業の促進に当たっては、農業と工業等の両面からの条件整備とともに雇用面からの施策の強化を図る。

このため、職業紹介機能の拡充、雇用情報の収集及び提供、職業訓練の拡充を図り、地域雇用開発助成金、職業転換給付金等を活用するとともに、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）を適切に運用し中高年齢者の雇用促進を図る。

第2節 導入する工業等の業種及び目標

第1 工業等導入の基本的な考え方

工業等の導入に当たっては、成長性と安定性のある工業等を計画的に導入し、農業と工業等の均衡ある発展を図ることとするが、特に、農業振興地域整備計画をはじめ農村地域

における土地利用計画等農村整備の方向に即し、公害の防止、自然環境の保全、地域社会との調和及び農業をはじめとする地域産業との調和に留意して工業等の導入を図る。この場合において農業構造の改善に関する施策との関連に留意するとともに、特に離農希望者及び不安定兼業農家からの雇用について配慮する。また、近年の在宅通勤圏の広域化等地域の実態の変化に対応し、広域の単位で工業等導入を推進する。

なお、農村地域への工業等導入は、国土の保全と地域環境の保全に留意しつつ適正に推進する必要があることにかんがみ、別表1に掲げる地域等国土保全地域並びに良好な自然環境を形成している地域及びそれらの地域の周辺でそれらの地域に影響を及ぼすおそれが大きい地域については、工業等導入地区の設定は避け、別表2に掲げる地域については工業等導入地区の設定を極力避ける。また、適切な生産活動を通じて農用地が発揮している公益的機能も配慮し、自然公園普通地域及び上記の地域地区に準ずる地域については、工業等導入地区の設定は一般に避ける。

第2 工業等導入の目標

農村地域における工業等の立地については、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各般の土地利用計画との調整を行った結果定められた工業等導入地区において行われるよう積極的に誘導するが、特に実施計画を策定した農村地域であっていまだ工業等導入が十分行われていない地域については、広域的な経済圏の形成と工業等の適正配置の観点に立って、諸情勢の変化に対応して当該計画の見直しを行いつつ工業等の導入が行われるようにする。

なお、用地取得のみによる遊休地化については、国土利用計画法の運用強化と相まって、行政上必要な助言指導を行い工業等の導入に適切に対処し、利用促進に努める。

第3 導入すべき工業等の業種

今後導入すべき工業等の業種については、地域の望ましい雇用構造の方向を見据えながら、成長性と安定性のある工業等を導入する。特に組立型産業や内需型産業（食料品製造業等）をはじめとして、工業との係わりあいの大きい道路貨物運送業等の業種等の導入を積極的に推進する。また、外資系企業の導入にも配慮する。

この場合において、立地条件、地場産業の現況、農村地域における労働力の特質、農業構造の改善状況、農業生産の状況及び環境保全上の条件等各地域の特性について十分考慮するとともに、公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図る。

また、地域内発的に産業を育成するという観点から農業を支援する機能を有する工業等や地域に賦存する資源を利用した工業等の振興に努める。

具体的業種としては、県内の農林水産物を活用できる食料品や木材等の第1次産品加工系業種の振興に留意するとともに、自動車関連等の加工組立型を中心に、半導体、IC、バイオテクノロジー等の高度技術関連産業についても導入を図る。さらに、新素材等先端産業に属する業種や医療品等の生活関連産業についても導入する。

また、このように製造業など二次産業の集積を進めながら、産業構造そのもののソフト化、サービス化という昨今の経済の変化をふまえて、ソフトウェア、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業等の第3次のサービス業関係の業種についても積極的に導入する。

第4 農村地域への工業等導入の広域化等

従来工業等導入の実績が相対的に低かった農村地域における工業等の導入に当たっては、導入企業と既存企業を含めた関連企業等の機能分担を促進することによって複数の工業等導入地区にわたる広域的な工業配置を推進する。この場合において、地場産業の活用や環境の保全に留意したローカルエネルギーの開発利用や地域住民・企業自らによる起業化への支援を図る等地域の特色を生かした工業等の導入に努める。

また、導入企業は、従業員の快適な雇用・生活環境の提供や緑地等の施設の地域住民への開放等の要請にも応えるよう配慮する。

導入された工業等の労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえて公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力の需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。この場合において、高年齢者の雇用機会の拡大、女性の能力の積極的活用、若年者の地元就職の促進に配慮する。

第5 実施計画において定める工業等導入地区の設定基準

1 地区選定の方針

工業等導入地区は、農工法第5条第1項及び第2項の要件及び次の事項を勘案して選定を行う。

- (1) 工業等の導入について地元住民の合意と協力が得られるものであること。
- (2) 当該地区が原則として農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域外にあること。
- (3) 当該地区に工業等を導入することによって周辺の農用地の利用計画に支障を及ぼさないこと。
- (4) 導入される工業等の業種、規模その他の条件によって農業従事者の雇用が促進され、農業就業構造の改善に寄与しうるものであること。

- (5) 工業等の導入により自然環境の保全に支障をきたさないものであること。
- (6) 工業等導入に伴い必要となる交通網、共同流通業務施設、用排水施設、廃棄物処理施設等が総合的に整備されるものであること。
- (7) 特定農山村、過疎、山村、半島地域など地域開発を促進する必要度の高い地域であること。
- (8) 工業等の導入に当たっては、環境への影響を極力少なくし良好な生活環境の保全に支障をきたさないものであること。

2 規模

農工法第5条第1項に基づき県が定める工業等導入地区にあっては20ha以上の地区、市町村及び農工法第5条第2項に基づき県が定める工業等導入地区にあっては、おおむね2ha以上の地区とする。

第3節 農業従事者の工業等への就業の目標

第1 基本的な考え方

農村地域への工業等導入に伴い増加する労働力の需要に対しては、地域農業の担い手の育成、確保に十分配慮しつつ、導入された工業等の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。）からの労働力を重点的に充てることによって、これらの者の安定的な就業機会の確保を図る。

第2 農業従事者の就業の促進

農村地域への工業等導入に当たっては、市町村等は地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の就業の意向を把握し、工業等に就業を希望する農業従事者の就業については、中高年齢者の就業の円滑化及び日雇・出稼等不安定就業者の地元における安定就業の促進や新規学卒者をはじめとする若年層の定着化等に留意する。また、雇用の安定や適正な労働条件の確保及び労使関係の安定促進並びに安全な職場環境の整備に努める。

1 中高年齢者の就業の促進

農業従事者の年齢構成は、平成7年において40歳以上の者の数が全体の8割近くを占め、特に30歳未満の者の数は総数のわずか1割にも満たない。

このように農業就業の対象は中高年齢層が中心となっており、永年にわたる農業という就業形態あるいは農村の社会環境から、農業従事者の他産業への就業は困難な面が多い。一方では、企業側においても新規学卒者を中心とする雇用の需要が多い。

この両面の困難性を克服し中高年齢者の就業を促進するため、これらの農業者の職場適

応と技術習得の訓練を積極的に行い就業機会を拡大するよう努める。

2 日雇・出稼等労働者の安定就業の促進

近年、日雇・出稼等の不安定兼業従事者の割合は減少しているが、就業機会が不足している地域では依然として高い割合を示している。

このようなことから、農業内部では、共同作業や作業と経営の受委託等を促進し、また、通勤可能な地域に就業機会を創出することによって、安定した就業の機会の確保を図る必要がある。

3 若年層の定着化

農業以外の産業に就業を希望する若年層の農業従事者等は、農村地域に就業機会が乏しいため都市等他の地域へ流出し、地域活力の低下を招く結果となっているため、農村地域へ工業等を導入することにより安定した就業機会を確保し、若年層の定着化に努める。

4 適正な労働条件の確保

農業従事者の工業等への就業については困難な面が多いので、職業訓練や職場適応訓練等によって技能の習得を図り就業条件を高めるとともに、企業側に対しては賃金や雇用条件等の改善を促進し、農業従事者の実情に見合った適正な労働条件のもとで雇用の促進を図られるよう努める。

第4節 農業構造の改善目標

第1 基本的な考え方

農村地域への工業等の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、工業等の導入により確保された就業機会の質や量等に配慮し、導入された工業等に就業した農業従事者を含めた地域ぐるみの取組みの中で、認定農業者等地域の中核的な農業経営への農用地の利用の集積及び地域農業の組織化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。

この場合、農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件を考慮し、かつ地域の農業構造並びに農業生産の現状をふまえ、その上に立って工業等導入との関連に十分留意し、農業構造の改善を図るように努める。

また、農業を支援する機能を有する工業等と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

第2 農業構造の改善に関する目標

中核農家の動向をみると、年々減少を続けており、今後もこの傾向は続き、経営規模的には3 ha以上の農家が増加するものと予測される。一方、中核農家の構成員である59歳以

下の男子農業専従者は減少し続けており、高齢化が著しい。

このようなことから、今後の農業にとっては地域内の広範な農家層を含めた地域農業集団等の活動を通じて、地域農業の認定農業者等への農用地の利用の集積及び不作付地や耕作放棄地の解消等農用地の高度利用を推進するとともに、地域の実情に即した作付体系を確立することにより、地域農業の担い手育成確保、農用地の利用管理の適正化及び地域農業の複合化を図ることが重要である。

このため、工業等導入により離農あるいは経営規模を縮小する農家の農地については、今後とも認定農業者等地域農業の担い手の経営規模の拡大に資するよう、農業経営基盤強化促進事業等の活用により農地の流動化及び農地保有の合理化を促進する。また、農業生産基盤及び農業近代化施設の計画的整備を行い、各種振興計画において示された生産指標に到達することを目標として認定農業者等の育成に努める。さらに、農業の担い手づくりのため、農外からの新規参入者を含めた新規就農者の確保対策を進める。また、農業構造の改善の度合を考慮し、農業機械の共同利用や農作業の受委託等の促進を図るとともに多様な生産組織を育成する。

第5節 工場用地等と農用地等との利用調整方針

第1 基本的な考え方

農村地域への工業等導入に当たっては合理的な土地利用を図るものとし、今後とも農業としての土地利用を図ることが適切な集団的優良農用地の保全及び周辺農業への影響を考慮しつつ、工業等の導入が適切かつ円滑に行われるよう工場用地等と農用地等との利用の調整を図る。

第2 農用地等との利用調整方針

1 農業振興地域整備計画との調整方針

工業等導入地区の設定に当たっては、国土資源の合理的利用の見地に立つとともに集団的優良農用地の保全の観点から、農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき市町村が定めた農業振興地域整備計画の農用地利用計画において農用地区域としている区域に設定しないものとする。ただし、土地の地形及び広がり等から工業等導入地区を農用地区域外の区域に設定することが困難であり、かつ、工業等導入地区の設定に伴う農用地利用計画の変更が将来的に農用地利用に支障を及ぼさないと認められた場合は、当該農用地利用計画の変更により対処することもやむを得ないものとする。

なお、農用地区域外の区域に工業等導入地区を設定する場合においても、優良農地については極力避けるものとし、工業等導入により農用地利用に支障を及ぼさない土地の区域

に計画的に誘導するものとする。

2 農地転用との調整方針

農地転用の運用に当たっては、優良農地を確保して農業生産力を維持し、農業経営の安定を図るとともに農業及び農業以外の目的のための土地利用関係を調整し、その合理化を図るため農地転用許可基準に基づき農地転用を適正に行う。

3 農業関係施策との調整方針

(1) 国の直轄又は補助による土地基盤整備事業の実施地区及び相当規模の土地基盤整備事業を農林漁業金融公庫資金により融資単独事業として完了した地区で、当該事業に係る施設等が現に良好に維持、利用されている地区の農用地は、工業等導入地区に含めないものとする。

ただし、これらの土地を含めなければ工業等導入地区の設定上支障がある場合は、農用地利用計画を尊重し関係機関と協議調整を図る。

(2) 工業等導入地区の設定に伴って道路や水路等が分断される場合はその代償措置を、工場排水に農業用水路を使用することが予想される場合は、下流農業用水に支障を及ぼさないための調整措置等を実施計画において明らかにする。

(3) 工業等導入地区に認定農業者等の農用地の全部又は一部が含められることになる場合で当該農家から代替地あっせんの申し出を受けた場合は、申し出に係る措置を講ずるよう努める。

4 都市計画及び工場適地調査との調整方針

工業等導入地区を用途地域の設定された都市計画区域内において定める場合において、工業を導入対象とする場合は、準工業地域、工業地域又は工業専用地域内に定め、道路貨物運送業等を導入対象とする場合は、導入業種と工業との関連性、交通条件等を検討し用途地域との調整を図る。

工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条に基づく工場適地の選定に当たっては地域周辺の工業等導入地区等を十分配慮し、工場用地の分散を防ぐとともに工業等立地の動向及び工業団地の需要状況に留意する。

第6節 工場用地等、共同流通業務施設その他の施設整備

第1 基本的な考え方

農村地域への工業等導入に当たっては、産業基盤の整備を促進することが重要であるので、企業の立地動向や経営動向を把握し、市町村や民間等の整備状況との調整を図りながら工場用地、共同流通業務施設、交通網、工業用水、通信運搬施設関連施設等必要な施設の整備を促進するとともに、下請企業の確保、情報の入手等ソフトな産業基盤の整備に

努める。

第2 工場用地等の確保

工業用地等については、優良な農用地が確保されるよう留意しつつ工業用地の確保を図ることとする。特に工業等導入地区の設定に当たっては、地域の特色を生かしつつ工業等の導入を促進する観点から、導入すべき工業等の特性及びニーズを十分に把握し、適切な立地条件を有する特色ある工業等導入地区の計画的な設定を促進する。さらに、周辺地域を含む地域全体の工業立地の動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況、工業団地の需給状況、周囲の企業の立地状況、地域における物流網の状況等、工業等の導入の可能性を十分に勘案のうえ実施する。

この場合において、工場等の分散立地による農地等のスプロール化を防止するとともに、立木伐採や排水等により必要以上に自然環境を破壊しないよう、計画的な工業等導入を図り工業用地等の集団化を促進する。

なお、工業等導入地区の拡大は、既設工業等導入地区に隣接させるよう努めるものとする。

第3 工業用水の確保

工業用水については、工業用水の利用合理化、回収率の向上等を図りながら、水資源の保全を前提に水源の確保を行う。また、漸増する地下水の利用のうち河川水への転換が可能なものについては、転換を進める。

第4 地価の安定

工業等の団地化の促進と相まって国土利用計画法の適切な運用を図るとともに、公共事業等の推進に支障とならないよう地価の安定対策等について極力配慮する。

第5 工業再配置促進法等に基づく施策の活用との連携

農村地域への工業導入状況のなかで排水問題が各地区で問題となったこと等を特に考慮し、工業再配置促進費補助金や企業立地関連基盤整備事業費補助金の活用により周辺地域の施設（排水路等）を整備し、工業と地域社会との調和ある発展を図るよう工業と地域との連携を強化する。

第6 道路及び運輸通信施設等

経済活動の基盤となる土地、水及び労働力等については、これを有効に地域開発に結びつけ、工業立地可能圏域の拡大を図り工業等の開発を促進する。また、工業立地条件の向

上のための広域高速交通網の整備とともに、農業をはじめとする地域産業振興のための幹線道路網の整備を進め、更に運輸通信施設等を整備拡充する。

1 道路網の整備

高規格幹線道路としては、九州縦貫自動車道は、人吉えびの間が平成7年7月に開通し、現在八代人吉間の4車線化が進められている。

また、南九州西回り自動車道は、八代日奈久間の事業が促進中で、日奈久芦北間は、平成3年度から、芦北出水間は、平成5年度から事業に着手されている。

九州横断自動車道延岡線についても早期実現を目指していく。

地域高規格道路としては、中九州横断道路及び熊本環状道路の整備に向けての調査促進及び熊本天草幹線道路の整備促進を図っていく。

幹線道路網としては、開発を進める上で基幹となる県内の主要幹線道路である一般国道とこれに連絡して地域間を結ぶネットワークを形成している県道、市町村道の整備を促進していく。

2 運輸通信施設

(1) 新幹線鉄道

財源措置等の問題の検討及びその結論を踏まえたうえで早期に着工できるよう措置を進める。

(2) 港湾の建設

八代港、三角港及び水俣港等の整備をはじめ、熊本港及び背後地の整備を促進し総合的な輸送条件の整備に努める。

(3) 空港の整備

熊本空港については、国際路線の拡充をはじめ、空港機能の充実強化を促進するとともに、空港の拠点性を高め周辺地域の将来像を望ましい方向に誘導するため、熊本空港周辺地域整備構想を推進する。

また、天草地域の高速交通空白地域からの解消を図るため、天草空港を建設し、天草地域と熊本空港を結ぶコミューター航空を導入するための整備を推進する。

(4) 通信施設の整備

企業活動にとって必要なデータ通信等の通信施設については、工業等の導入に伴う需要の変化に応じて整備する。

第7章 ソフトな産業基盤の整備

工業等導入を促進するため関係団体等の協力を得て、工業等導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者や下請企業等の確保、企業情報、技術者情報、

受発
る情
験研
導入
ての
につ
ソフ
第7節
第1
農
促進
る。
労働
の産
こ
雇用
入企
第2
導
業
発助
第3
農
施策
1 1
農
職業
体制
また、
提供、

受発注情報の入手等ソフトな産業基盤の整備を進め、そのために必要な高度な技術に関する情報関連施設、交流施設、教育訓練施設等の整備にも努めるとともに、既存の公設の試験研究機関を広く開放することにより企業等との交流、連携等を図る。この場合、工業等導入地区及びその周辺の状況に応じ、導入する工業等と関連のあるソフトな産業基盤としての機械修理業、情報サービス業等の対事業所サービス業などの工業等導入地区への立地についても配慮する。また、テクノポリスセンターや電子応用機械技術研究所等の既存のソフトな産業基盤の活用を促進する。

第7節 労働力の需給の調整と農業従事者の就業対策

第1 基本的な考え方

農村地域への工業等の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、中高年齢層の就業の促進のための指導及び援助措置、職業訓練等労働力の需給の調整を図るための措置を講ずる。特に、労働力の需要については、地域農業の担い手の確保及び既存の地場産業の所要労働力との競合をさけることに十分配慮し、導入企業の所要労働力に対しては、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てる。

この場合、導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、雇用情報の収集及び提供、職業紹介の充実、職業訓練の実施、雇用の安定等についての導入企業への指導及び援助、労働者の福祉の増進に関する措置等を講ずる。

第2 中高年齢者の雇用の促進

導入される工業等に対する所要労働力については、中高年齢層の農業従事者が円滑に就業することを促進するため、雇用対策法に基づく職業転換給付金制度、その他地域雇用開発助成金制度等についてより一層の活用を図るよう配慮する。

第3 導入工業等への就業の円滑化

農村地域に導入される工業等に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。

1 職業紹介等の充実

農業従事者がその希望及び能力に応じて導入される工業等に就業できるようにするため、職業紹介機能の充実を図って、きめこまかい職業相談、職業指導及び職業紹介を行いうる体制を確立し、労働力需要の充足、雇用の安定等に関する導入企業の指導援助に努める。また、これと併せて導入企業の労働条件、職業内容及び地域労働力に関する情報の収集、提供、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

また、労働者の福祉の向上を図るため、福祉施設の設置等雇用環境の整備に努める。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

2 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、農村地域に導入される工業等への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既設の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等の活用により、機動性に富んだ職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

第8節 農業生産基盤の整備及び農業近代化施設等の整備計画

第1 基本的な考え方

農村地域への工業等導入と相まって、農業構造の改善を促進するために農用地流動化の促進、農業生産基盤の整備開発及び農業近代化施設の整備を行うため、必要な施策を実施する。この場合において、農業と工業等の均衡ある発展を図る観点から、ほ場整備と併せて工場用地等の確保を図るなど、農業生産基盤等の整備と工業等の導入促進が相まって計画的に実施されるよう努める。

第2 農業経営基盤強化促進対策の推進

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現するため、市町村農業経営改善支援センターが行う農業経営改善計画の認定制度の普及・啓発、農業者等の農業経営改善計画の作成及び達成の支援に対して援助を行う。

この場合、市町村、農業委員会、農業協同組合等の関係機関で構成する市町村構造政策推進会議の活用を図る。

特に、農地の流動化については、県農地管理公社及び市町村段階の農地保有合理化法人も加えた協力体制を確立し、企業への就業に伴い経営規模を縮小したり離農しようとする農家の意向を的確に把握し、これらの農家が保有している農地を効率的に認定農業者等や農作業受託組織に集積できるよう指導を行う。

また、高齢専業農家や兼業農家については、農作業受託組織をはじめとする農業生産組織への参加を促し、農業生産組織の実態に応じた役割を担えるよう配慮する。

1 農地流動化の促進

経営規模の拡大については、企業への就業に伴い経営規模を縮小したり離農転職しようとする農家が保有している農地の流動化を促しながら、これらの農地を認定農業者等や協業等の生産組織に集積するよう誘導する。また、高齢農業者については、共同農園、共同作業所等の生きがい対策を講じ就労の場を確保するとともに、農業者年金制度等の活用により農地の貸付けや経営委譲を促す。

なお、農業構造改善事業、農地開発事業、ほ場整備事業等の実施と有機的な連携をとつつ、農地保有合理化に関する事業の拡充と農業経営基盤強化促進事業の推進を図るとともに、農地等取得資金、土地利用型農業経営体質強化資金等の制度資金等を有効に活用し、経営規模の拡大を一層促進する。

2 地域農業集団等の育成

工業等の導入に伴い兼業として農業経営を継続する農家等については、担い手となる農業経営体を中心とする地域農業集団等の中に包括することによって、地域ぐるみの話し合いの中から農地の流動化、農作業の受委託等を推進する。

第3 工業等導入関連農業基盤整備事業

工業等導入と相まって農業生産基盤の整備を行い、農村地域工業等導入による農業構造改善の円滑な推進を図るため、農村地域工業等導入実施計画に定める事業でそれぞれ県営・団体営事業の採択要件に該当するものについて総合的に実施する。

第4 農業生産基盤の整備及び開発並びに農業施設の整備

ウルグァイ・ラウンド農業合意の受け入れによる国際化に対応し得る農業生産の再編成及び農業の生産性の向上を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の整備を地域の実態に即して効率的・計画的に進めるとともに、農業近代化施設及び農産物の流通加工施設等の整備を推進する。

1 農業生産基盤の整備及び開発

土地及び水資源の開発、既耕地のほ場条件の整備を計画的に推進し、土地生産力の向上を図るとともに、工業等の導入に当たって土地改良施設等の潰廃や遊休化等その利用計画に支障を生じないよう特に配慮し、農村地域工業等導入実施計画策定の段階で所用の調整を行う。

(1) 農業水利の整備開発

農業水利の整備開発を推進するため、川辺川地区、大野川上流地区等の大規模な土地改良事業については、早期完了を目指し、水資源の総合的、効率的な利用を図る。

(2) 土地資源の確保

工場や住宅用地等土地需要の増大については、集団的優良農用地のスプロール化を防止する一方、食料の長期見通しに対応し農用地の維持確保を図る。

(3) ほ場及び農道の整備

ほ場整備事業、かんがい排水事業、及び農道整備事業の進捗度を高め、大型機械の導入等によって省力的な農業生産技術体系の確立や農産物流通を改善し、生産性の向上等を図る。

(4) 農地防災及び保全施設の整備

自然災害又は都市汚水等による農地及び農業用施設等の潰廃を未然に防止するため、事業実施の緊要度を勘案しつつ農地防災、湛水防除及び農地保全事業等を実施する。

2 農業用施設等の整備

地域の農業生産基盤の整備と並行的に地域の特性を生かした生産体制を確立するため、農畜産物流通の多様化、高度化等情勢の変化を考慮し、生産から貯蔵、加工、販売に至るまでの流通、加工、情報処理施設等の整備を総合的に行う。

第5 生活基盤等定住条件の整備

農村地域は農林水産業のみならず工業その他の産業の生産と地域住民の生活の場としての重要性も増してきており、新しい地域共同体での住民の活力を創出し農村の活性化を図るため、安定した就業機会の確保と農村景観にも配慮した総合的な定住条件の整備を行う必要がある。

これらの生活環境施設等の拡充については、市町村振興計画等に基づき農業生産基盤や農業関係施設と一体的、効率的に整備を進める。

1 就業機会の確保

農村地域における若年労働者の流出防止、不安定兼業農家の解消、農業従事者で他産業への就労希望者への安定した就労の場の確保のため、工業等の産業の育成、導入を図るほか、工業等の導入が十分に行われていない地域においては、農林水産物等の処理加工施設や販売施設、自然環境を生かしたリゾート施設などの地域資源を生かした雇用機会の場の確保に配慮する。

2 生活環境の整備

明るく住みよい生活環境の整備を図るため、住民の日常生活に密着した水道や集落道、集落排水路、防火水槽等の生活保安施設、し尿・ごみ処理等の衛生施設などの整備を図る

とともに、農村をゆとりと安らぎの居住空間とするため、自然環境と調和した美しい農村景観の形成に努める。

3 地域コミュニティの育成

都市化や工業等導入による農家、非農家の混住化に対応し、公民館、集会所、運動広場等を整備し住民の対話交流を盛んにすることによって、連帯意識の醸成と地域住民の総意とコンセンサスによる健全な農村地域社会の形成を図る。

4 広域的整備

農村地域への工業等の円滑な導入を図るためには、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、工業等の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。

第9節 環境の保全等

本県の農村地域においては、かなり自然のままの環境が保全され、これと経済活動が調和しつつ社会生活が営まれているので、環境基本法、熊本県環境基本条例等の環境保全関係諸法令及び環境基本計画、熊本県環境基本計画等に基づき、すぐれた自然の保全、森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理など大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるなど農村地域の環境の保全に十分配慮する。

しかし、農村地域への工業等の導入による生産活動の増大は、大気の汚染や水質汚濁等の環境悪化をもたらすおそれがある。また、人口の集中化と自動車交通の進展等は、大気、水質だけでなく、騒音、振動、悪臭等の公害も発生させる可能性がある。そのため、工業等の導入に当たっては、公害の防止、自然環境の保全等農村地域の環境を保全するため次の対策を講ずる。

- 1 基本的には、大気汚染、水質汚濁等の公害及び自然環境の破壊を発生させない企業の選択的導入を図ることとするが、必要に応じて当該地域の環境に及ぼす影響等について事前に調査検討を行い、公害防止施設の整備等万全の措置を講ずることによって良好な環境を確保する。
- 2 実施計画の策定に先立って必要に応じ環境に与える影響を調査検討し、その結果を踏まえて環境の保全に配慮しつつ実施計画を策定するとともに、具体的な工業等導入に当たって又は導入後においても、必要に応じて環境の監視、環境に与える影響についての調査検討の補完等を行う。
- 3 工業等導入地区の選定及び工場配置等に当たっては、工場周辺の土地利用状況に配慮するとともに、土地利用の適正化を図るほか、緩衝緑地の設定等により生活環境の保全を図る。

る。

4 公害等の発生源対策としては、監視、測定体制の充実強化を期するとともに、必要に応じて公害関係法に基づく上乘せ排出基準の設定、あるいは公害防止条例による規制の強化等を行う。

そのほか、産業排棄物処理施設の設置等を積極的に推進し、公害の未然防止に努める。

5 交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、また、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

6 開発により失われた自然環境については、区域内にできるだけ復元するほか、周辺地域に生息する小動物に配慮した空間を提供するよう努力する。

第10節 その他の事項

以上のほか農村地域への工業等の導入に当たっては、次の事項に留意して推進する。

第1 農村地域への工業等の導入の広域的推進

農村地域への工業等の導入の円滑な推進を図るため、近年の企業立地の動向、在宅通勤圏の広域化、農村地域における労働力の需給状況等社会情勢や地域の実態の変化に対応し、自然的、経済的、社会的諸条件が密接に関連する複数の市町村からなる広域の単位ごとに、交通条件等産業・生活基盤の整備の進展等を勘案しながら指針の策定等を行う。特に中山間地域等立地条件に恵まれていない地域については、広域的観点からの工業等導入の主旨を最大限に生かし、関係する市町村間において一体的な計画策定、企業誘致等への取り組みを推進する。また、広域的に工業等導入が図られる可能性がある地域については広域指針の検討を行う。

なお、農工法第5条第1項3号の実施計画（拠点実施計画）及び同条第2項の実施計画（広域実施計画）の作成に当たっては、関係市町村との連携協力の下に、自然的・経済的な立地条件や工業等の導入の可能性を勘案して工業等導入地区の選定を行う。

工業等導入の広域的推進に当たっては、関係市町村間の適切な機能分担による協力のもとに的確な工業等導入を図るほか、対象地域における工業等導入の状況、労働力需給の見通し、農業構造改善の状況等についての情報の提供を行うよう努めるとともに、必要に応じ広域指針の内容を県の総合計画等で位置づける。

第2 工業等導入地区に関する情報等の周知及び立地後の企業の指導

工業等導入地区に関する情報や法律に基づく優遇措置等について周知徹底を図り、工業等導入地区への重点的な優良企業の導入の斡旋活動を積極的にかつ継続して進める。特に道路貨物運送業、倉庫業等については、関連業種との一体的な立地の推進にも配慮しつつ、その一層の推進を図る。また、導入地区に立地した企業については、その定着化を図るとともに雇用の安定等に資するため、企業、県及び市町村等で構成する管理運営機構を組織することにより、立地後の企業に対し適切な指導その他の援助を行う。

第3 下請関連企業等の育成

農村地域に導入された企業の円滑な活動を確保するため、中小企業金融制度等の中小企業に対する助成制度及び財団法人熊本県中小企業振興公社を活用し、下請関連企業の工業等導入地区等への移転を円滑に進めるほか、地元中小企業を積極的に育成するよう努める。

第4 農村地域の活力の維持増進への配慮

農村地域においては、若年層の流出や高齢化の進行等により活力低下が目立っているため、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、若年者の地元就職やUターン希望者の就職機会の確保に資するよう、工業等の導入や定住条件の整備等を総合的に進める。

第5 過疎地域等への配慮

農村地域への工業等の導入が過疎地域、山村地域及び半島地域における人口流出防止や地域経済の発展等地域振興に果たす役割が大きいことにかんがみ、工業等の導入に当たっては、これらの地域の振興計画等関連施策との関係を保ちつつ円滑な実施を図る。

第6 地価の安定等への配慮

農村地域への工業等の導入に当たっては、土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることのないよう配慮する。

第7 農業団体等の参画

農村地域への工業等の導入に当たっては、実施計画の策定の段階から農業団体及び商工団体等の参画を図り、その円滑な実施が図られるよう配慮する。

第8 連絡調整体制の確立

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

第9 農村地域工業導入促進センターの活用

農村地域への工業等導入を円滑に推進するため、農村地域への工業等導入に関する情報の収集及び提供、立地企業と地方公共団体の間に立った斡旋活動や広域指針、実施計画の策定等に関する指導助言、立地企業の情報交換・交流促進等を行う財団法人農村地域工業導入促進センターの活用を図る。

第10 その他

1 実施計画の策定に関する留意事項

新たな実施計画の策定に当たっては、既存の実施計画の進捗状況、地域住民の意向、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備状況等からの工業等導入の可能性を総合的に勘案し、工業等導入がなされるよう良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動の実施等

工業等導入の基本となる諸条件が整う場合に行う。

2 既存の実施計画の見直しに関する留意事項

既存の実施計画についても、いまだ工業等の導入が十分には行われていない工業等導入地区については、計画策定の際に予測しえなかった情勢の変化等により工業等の導入の可能性がない場合は、地域住民の意向等も勘案して、工業等導入地区の変更、縮小又は取消しを含めて必要な見直しを行うものとする。

また、複数の市町村に渡った広域的な視点に立って、地域全体の開発の可能性及び企業の立地動向等を勘案した県の広域指針が示されたときは、当該地域に含まれる市町村は、その指針に基づき工業等導入地区の変更、縮小、又は取消しを含めた既存の実施計画の見直しを行うものとする。なお、既存の実施計画の見直しに当たっては次の事項に留意する。

- (1) 当該実施計画の見直しが工業等導入地区の縮小又は取消しを伴う場合には、見直しに係る土地の地権者の利害関係については十分調整する。
- (2) 縮小又は取消しに係る土地がその形状等からみて農用地に含めることが相当であると認められる場合には、農用地区域に編入する。
- (3) 実施計画の見直し等により地区の位置面積等の変更を行う場合には、極力実施計画地区に隣接する地域を選定する。

別表1 避けるべき地域

名 称	地 域	法令又は条例名
阿蘇くじゅう国立公園	特別地域	自然公園法
雲仙天草国立公園	〃	〃
耶馬日田英彦山国定公園	〃	〃
九州中央山地国定公園	〃	〃
小袋山県立自然公園	〃	熊本県立自然公園条例
金峰山県立自然公園	〃	〃
自然環境保全地域	白髪岳周辺（上村）	自然環境保全法
北向山鳥獣保護区	特別保護地区	〃
鞍岳鳥獣保護区	〃	〃
人吉紅取鳥獣保護区	〃	〃
川口鳥獣保護区	〃	〃
白髪岳鳥獣保護区	〃	〃
市房鳥獣保護区	〃	熊本県自然環境保全条例
自然環境保全地域	染岳地区（本渡市）	〃
〃	大川地区（水俣市）	〃
〃	大野溪谷周辺（人吉市）	〃
〃	スズランの群生地（波野村）	〃
〃	男鹿野（上村）	〃
緑地環境保全地域	金性寺とその周辺（松島町）	〃
〃	雨宮神社社叢（相良村）	〃
〃	高山周辺（深田村）	〃
〃	老岳神社周辺（有明町）	〃
郷土修景美化地域	御興来海岸（宇土市）	〃
〃	林道地蔵線周辺（久木野村）	〃
〃	高森峠（高森町）	〃

郷土

保

名 称	地 域	法令又は条例名
郷土修景美化地域	大津街道杉並木（菊陽町）	熊本県自然環境保全条例
”	国道 219号沿線（人吉市）	”
”	町道太田杉迫線沿線（田浦町）	”
”	妙見坂公園周辺（御船町）	”
”	有明海岸杉並木（荒尾市）	”
”	不動峰一帯（清和村）	”
保安林区域	熊本市ほか79市町村	森林法

別表2 極力避けるべき地域

名 称	地 域	法令又は条例名
矢部周辺県立自然公園	特別地域	熊本県立自然公園条例
三角大矢野海辺県立自然公園	〃	
芦北海岸県立自然公園	〃	
市房山県立自然公園	特別地域指定予定	
五木五家荘県立自然公園	〃	

参 考 资 料

(1) 農村地域の現状

区 分	単 位	昭和60年		平成2年		平成7年(最近時点)		2と7の農村地域の増減	出典	
		全地域	うち農村地域	全地域	うち農村地域	全地域	うち農村地域			
総面積	k㎡	7,408	6,989	7,401	7,046	7,402	6,952	-94	国勢調査	
総世帯数	世帯	553,963	310,508	578,862	293,469	618,211	326,282	32,813		
総人口	人	1,837,747	1,105,994	1,840,326	1,052,027	1,859,793	1,063,059	11,032		
人口密度	人	248	158	249	149	251	153	4		
産業別就業人口	総数	人	862,075	535,944	872,301	545,346	897,965	521,366		-23,980
	第1次産業		183,201	160,714	150,237	136,219	127,576	108,481		-27,738
	うち農業		163,250	142,604	133,508	120,409	113,585	95,987		-24,422
	第2次産業		205,214	134,948	222,359	150,484	228,691	147,942		-2,542
	うち製造業		122,617	83,263	136,760	95,101	130,809	87,219		-7,882
第3次産業		472,435	239,937	497,429	258,430	501,136	246,736	-11,694		
工業統計	事業所数		3,715	2,517	3,789	2,635	3,499	2,491		-144
	出荷額等	百万円	1,871,128	1,238,578	2,276,809	1,474,413	2,563,746	1,750,332		275,919
	就業員数	人	111,912	79,708	117,212	83,947	111,319	80,020		-3,927
	敷地面積	m ²	15,705,768	13,587,792	16,795,925	14,324,819	17,939,664	15,462,055		1,137,236
耕地面積	総面積	ha	146,600	129,909	140,500	123,325	133,300	117,095		-6,230
	うち水田		84,300	73,237	81,000	70,301	77,900	67,664		-2,637
新規高卒者	就業者数	人	10,876	7,047	10,386	6,710	8,132	5,584		-1,126
	うち県内		7,097	4,168	6,992	4,201	6,177	4,076		-125
農家戸数	総数	戸	109,471 (114,423)	96,054 (100,467)	96,877	84,101	86,315	75,030		-9,071
	専業農家		27,052 (28,529)	24,189 (25,116)	25,535	21,847	22,308	19,080		-2,767
	1種兼業農家		26,977 (27,004)	23,527 (23,551)	19,974	16,964	17,568	14,822		-2,142
	2種兼業農家		54,992 (58,889)	48,338 (51,800)	51,368	45,290	46,439	41,128		-4,162
農家人口	総数	人	503,290 (520,734)	444,462 (455,220)	442,681	383,047	384,057	332,272		-50,775
	うち60歳以上		114,791 (120,124)	101,544 (105,132)	120,076	104,259	124,157	107,895		3,636
農業従事者	総数	人	301,429 (310,187)	265,130 (272,511)	270,397	234,657	202,152	174,436		-60,221
	内訳	自家農業のみ		177,857 (181,990)	155,441 (158,854)	161,224	137,800	122,717	104,333	-33,467
		農主他従		20,280 (20,341)	18,129 (18,159)	13,854	12,455	10,670	9,357	-3,098
		他主農従		103,292 (107,856)	91,560 (95,498)	95,319	84,402	68,765	60,746	-23,656
兼業従事者	総数	人	155,425 (162,887)	136,061 (142,699)	136,568	120,193	124,865	109,414	-10,779	
	内訳	雇用兼業		133,303 (139,202)	117,226 (122,429)	120,174	107,768	109,671	95,819	-11,949
		恒常的勤務		97,525 (102,223)	84,341 (88,448)	94,205	82,490	92,151	80,715	-1,775
		出稼ぎ		1,231 (1,339)	1,212 (1,320)	818	807	420	409	-398
		日雇臨時雇		34,547 (35,640)	31,673 (32,661)	25,151	24,014	17,100	15,513	-8,501
		自営業		24,807 (26,514)	21,183 (22,722)	18,727	15,767	17,085	14,455	-1,312

市町村
熊本市
(熊本)
宇土市
三角町
不知火町
城南町
富合町
松橋町
小川町
豊野村
中央町
砥用町
(宇城)
荒尾市
玉名市
岱明町
横島町
天水町
玉東町
菊水町
三加和町
南関町
長洲町
(玉名)
山鹿市
鹿北町
菊鹿町
鹿本町
鹿央町
植木町
(鹿本)
菊池市
七城町
旭志村
大津町
菊陽町
合志町
西水町
西合志町
(菊池)
一の宮町
阿蘇町
南小国町
小国町
釜山村
波野村
篠陽町
高森町
白水村
久木野村
長陽村
百原村
(阿蘇)

2) 市町村別地域指定等状況(管内全市町村)

市町村	農 振 過 令 令 令							人 口 増 減			7 年 第 2 次 産 業 就 業 者 比 率			実 施 計 分 譲 可	
	農 村 地 域 に 該 当	農 振 地 域	振 興 山 村	過 疎 地 域	令 3 条 一	令 3 条 三 四	令 3 条 五	2 年	7 年	増 減 率 (%)	第 2 次 産 業 就 業 者 数		増 減 率 (%)	無	積 有 無
											就 業 者 数	就 業 者 数			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	9/8	10	11	10/11	12	13	
熊本市		○					626,727	650,341	103.8	60,742	310,589	19.6			
(熊本)		1					626,727	650,341	103.8	60,742	310,589	19.6			
宇土市	○				○	○	33,390	35,010	104.9	4,850	16,811	28.9	○	○	
三角町	○	○		○	○	○	11,792	11,114	94.3	1,030	5,571	18.5			
不知火町	○	○			○	○	9,836	9,960	101.3	1,266	4,977	25.4	○	○	
城南町	○	○			○	○	16,432	18,781	114.3	2,436	9,063	26.9	○	○	
富合町	○	○			○	○	8,305	8,152	98.2	984	3,939	25.0			
松橋町	○	○			○	○	22,311	23,867	107.0	3,203	11,414	28.1	○	○	
小川町	○	○			○	○	14,106	13,813	97.9	1,856	6,700	27.7	○	○	
豊野村	○	○		○	○	○	5,356	5,254	98.1	863	2,572	33.6	○	○	
中央町	○	○		○	○	○	5,543	5,386	97.2	927	2,669	34.7	○	○	
砥用町	○	○		○	○	○	8,679	8,208	94.6	1,615	4,040	40.0			
(宇城)	9	10		4	9	10	135,750	139,545	102.8	19,030	67,756	28.1	7	5	
荒尾市		○			○	○	59,507	57,389	96.4	8,200	23,977	34.2			
玉名市	○	○			○	○	45,284	45,341	100.1	6,872	21,295	32.3	○	○	
岱明町	○	○			○	○	14,651	14,507	99.0	2,846	6,894	41.3			
横島町	○	○			○	○	5,903	5,886	99.7	628	3,143	20.0			
天水町	○	○			○	○	7,481	7,166	95.8	671	3,981	16.9			
玉東町	○	○			○	○	6,043	6,038	99.9	974	3,080	31.6			
菊水町	○	○		○	○	○	7,331	6,995	95.4	1,160	3,339	34.7	○	○	
三加和町	○	○		○	○	○	6,153	5,907	96.0	1,046	3,034	34.5	○	○	
南関町	○	○		○	○	○	12,247	12,076	98.6	2,177	5,970	36.5	○	○	
長洲町	○	○			○	○	17,605	17,833	101.3	3,550	8,109	43.8			
玉名)	9	10		3	9	10	182,205	179,138	98.3	28,124	82,822	34.0	4	2	
山鹿市	○	○			○	○	33,441	33,559	100.4	4,503	16,554	27.2	○	○	
鹿北町	○	○	○	○	○	○	5,891	5,465	92.8	927	2,996	30.9	○	○	
菊鹿町	○	○	○	○	○	○	8,002	7,688	96.1	1,259	4,123	30.5	○	○	
鹿本町	○	○			○	○	8,975	8,714	97.1	1,281	4,404	29.1	○	○	
鹿央町	○	○		○	○	○	5,841	5,565	95.3	662	2,825	23.4	○	○	
植木町	○	○			○	○	29,301	30,823	105.2	4,365	15,728	27.8	○	○	
鹿本)	6	6	2	3	6	6	91,451	91,814	100.4	12,997	46,630	27.9	6	4	
菊池市	○	○	○		○	○	28,166	27,987	99.4	3,872	14,132	27.4	○	○	
七城町	○	○		○	○	○	5,883	5,822	99.0	675	2,977	22.7	○	○	
旭志村	○	○			○	○	5,490	5,410	98.5	832	2,790	29.8	○	○	
大津町	○	○	○		○	○	23,744	26,376	111.1	4,615	12,911	35.7	○	○	
菊陽町	○	○			○	○	24,154	26,273	108.8	3,807	12,696	30.0	○	○	
合志町	○	○			○	○	19,334	21,287	110.1	2,847	9,853	28.9			
泗水町	○	○			○	○	12,071	13,326	110.4	2,131	6,657	32.0	○	○	
西合志町		○			○	○	22,680	25,638	113.0	3,169	11,821	26.8			
菊池)	5	8	2	1	5	8	141,522	152,119	107.5	21,948	73,837	29.7	5	3	
一の宮町	○	○	○		○	○	10,700	10,351	96.7	1,161	5,117	22.7	○	○	
阿蘇町	○	○			○	○	19,876	19,190	96.5	2,407	9,789	24.6	○	○	
南小国町	○	○	○	○	○	○	4,973	4,818	96.9	526	2,704	19.5			
小国町	○	○	○	○	○	○	9,854	9,413	95.5	1,339	4,830	27.7			
産山村	○	○	○	○	○	○	1,856	1,885	101.6	263	1,146	22.9			
波野村	○	○	○	○	○	○	2,442	1,823	74.7	164	982	16.7			
萩陽町	○	○			○	○	5,260	4,850	92.2	538	2,509	21.4	○	○	
高森町	○	○	○	○	○	○	8,069	7,703	95.5	835	3,860	21.6	○	○	
白水村	○	○			○	○	4,775	4,567	95.6	495	2,319	21.3	○	○	
久木野村	○	○			○	○	2,748	3,010	109.5	396	1,534	25.8			
長陽村	○	○			○	○	5,120	5,287	103.3	534	2,353	22.7	○	○	
西原村	○	○			○	○	5,024	5,144	102.4	862	2,738	31.5	○	○	
阿蘇)	12	12	7	9	12	12	80,697	78,041	96.7	9,520	39,881	23.9	7	2	

(3) 将来の見通し

1 人口等

本県の人口は、大正9年の第1回国勢調査以後順調に増加したが、昭和30年の189万5千人をピークに高度経済成長期に減少したが、その後は徐々に増加し、平成2年には184万人となり、昭和60年の調査時点に比べて0.1%、2千5百人の増加をみた。

今後は自然減に向かいながら、社会減は徐々に縮小すると見込まれる。

このような動向の中で本県の人口はわずかに増加し、平成12年には185万1千人に達するものと見込まれる。

本県の一般世帯数は、平成2年には57万5千世帯で、一世帯当たり人口は3.1人と全国平均3.01人に比べやや高い状況にある。

今後一般世帯数は、核家族化の進行、単独世帯数の増加などによる家族構成の変化によって人口の伸びを上回って増加し、平成12年には62万4千世帯になるものと見込まれる。

区 分	単 位	実績 (平成2年)	将来推計 (平成12年)	伸び率 (%)
総人口	千人	1,840	1,851	0.6
一般世帯数	千世帯	575	624	8.5
世帯当たり人口	人	3.1	2.9	—

(資料) 熊本県企画開発部推計

2 産業等

(i) 産業構造

本県の産業構造は、工業の発展と商業、サービス業の順調な伸びが見込まれ、工業においては高度技術を駆使した高付加価値型産業への構造転換が進んでいくものと見込まれる。

総生産の見通し

単位：十億円

区 分	推 計 (平成2年)	将来推計 (平成12年)	構 成 比		伸び率 (%)
			平成2年	平成12年	
県内総生産	4,864	7,086	100.0	100.0	3.8
第1次産業	325	369	6.5	5.1	1.3
第2次産業	1,442	2,333	28.8	32.0	4.9
第3次産業	3,234	4,583	64.7	62.9	3.5

(資料) 熊本県企画開発部推計

(ii) 就業構造

本県の就業者数は、平成2年の87万2千人から平成12年には88万7千人と1万5千人増加する見込みであり、また、構造面では、経済のソフト化、サービス化の進展などによって労働の流動化が進んでいくものと見込まれ、見通しは次のとおりである。

就業者の見通し

(単位：千人)

区 分	実 績 (平成2年)	将来推計 (平成12年)	構 成 比		伸 び 率 (%)
			平成2年	平成12年	
県内総就業者	872	887	100.0	100.0	1.7
第1次産業	150	96	17.2	10.9	△36.0
第2次産業	222	254	25.5	28.7	14.4
第3次産業	500	536	57.3	60.5	7.2

(資料) 熊本県企画開発部推計